

答弁書第一四一号

内閣参質一八三第一四一号

平成二十五年七月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮に遺された日本人遺骨の收容と墓参に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮に遺された日本人遺骨の收容と墓参に関する再質問に対する答弁書
一について

先の答弁書（平成二十五年五月七日内閣参質一八三第八七号。以下「前回答弁書」という。）四についてでお答えしたとおり、御指摘の「遺骨問題」への「対応」については、政府として必要な情報収集等を行ってきており、具体的には、情報収集のほか、平成二十四年十一月十五日及び同月十六日に開催された日朝政府間協議において日本人の遺骨の問題を取り上げる等の取組を、関係する行政機関が連携して適切に行ってきている。

また、拉致問題対策本部においては、拉致被害者及び北朝鮮情勢に係る情報収集の強化等を内容とする「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」（平成二十五年一月二十五日拉致問題対策本部決定）を決定し、拉致問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進している。

二について

前回答弁書六についてでお答えしたとおり、情報収集の内容について具体的にお答えすることは、今後の情報収集に支障を来すおそれがあること等から、お答えを差し控えたい。

また、前回答弁書については、内閣として決定したものである。

三について

お尋ねの「お願い文」の内容が必ずしも明らかでないことから、政府としてどのような支援が可能かについては、一概にお答えすることは困難である。